ベトナム　知的財産権情報活用プロジェクト

外部評価者：OPMAC 株式会社　小林　信行

0. 要旨

本プロジェクトはベトナム知的財産庁（以下、「NOIP」という）の情報システム開発を通じて、円滑な出願審査、知的財産権に関する情報の容易な入手、知的財産権の管理保護の強化を目指していた。本プロジェクトの企図は計画時や事後評価時の政策や開発ニーズと合致しており、妥当性は高い。開発された情報システムのうち、電子出願システムや審査官向け検索システムの一部は利用が進まなかった一方、外部向けの知的財産権情報検索システムは、出願や権利侵害対応に際して出願人、権利者、代理人といった幅広い層に利用されている。NOIP の事務効率は改善したが、出願増等の要因により審査期間は工業意匠を除き長期化傾向にある。そのため、本プロジェクトの有効性・インパクトは中程度と考えられる。協力金額・期間は計画内に収まり、効率性は高い。NOIP 職員のシステム開発に関連する計画策定能力の維持や中長期計画の陳腐化が技能面での課題となっており、事業効果の持続性は中程度である。

以上より、本プロジェクトの評価は高いと言える。

1. 案件の概要

プロジェクト位置図

本プロジェクトで導入した機材

1.1 協力の背景

ベトナムは 1980 年代半ばより経済自由化を進めており、高い経済成長率を記録している。ベトナム国内の企業や個人による調査研究を通じた技術革新、また国外からの投資促進には知的財産権の保護は不可欠であり、経済成長やグローバル化に伴い、ベトナム政府は法整備を進めてきた。2003 年 11 月には日越投資協定が結ばれ、わが国からベトナムへの投資は活性化しており、知的財産権保護は本邦企業にとっても重要な事項となっている。

2000 年代前半の時点では、ベトナムの WTO 加盟に向けて、知的財産権保護の強化がとりわけ喫緊の課題となっており、法整備が進められていた。また、法制度の整備ばかりでなく、法規執行も同時に強化する必要性も生じてきた。こうした問題への対応に協力する

一環として、効率的な出願処理を目的とし、国際協力機構（JICA）は技術協力プロジェクト「ベトナム工業所有権業務近代化プロジェクト」を通じて、2001 年から 2004 年まで NOIP で庁内の出願事務処理システム（IPAS）の構築を支援した。この支援により出願処理の効率化が図られる一方、さらなる効率化に向けて取り組むべき点（NOIP 職員や出願人・代理人が知的財産権情報の検索を効率的に行うこと、電子データで出願を受け付けることでデータ入力を迅速化し、入力ミスを減らすこと）も明らかとなってきた。

この背景のもと、知的財産権情報検索システムや電子出願を中心とする知的財産権情報システム開発を進めること、また情報システムの更新・維持管理に必要な能力を獲得することを目的として、ベトナム政府は新たな技術協力を要請するに至った。

略語一覧

FGD	:	Focus Group Discussion
IPAS	:	Industrial Property Administration System
IPDL	:	Intellectual Property Digital Library
IP E-filing	:	Intellectual Property Electronic Filing System
IP Lib	:	Intellectual Property Library System
IP Sea	:	Intellectual Property Search System
JETRO	:	Japan External Trade Organization
JICA	:	Japan International Cooperation Agency
NOIP	:	National Office of Intellectual Property of Vietnam
TRIPS	:	Trade-Related Aspects of Intellectual Property
VIPRI	:	Vietnam Intellectual Property Right Institute
WIPO	:	World Intellectual Property Organization
WTO	:	World Trade Organization

1.2 協力の概要

上位目標		「ベ」国において知的財産権が適切に管理・保護される。
プロジェクト目標		NOIP において、IP 情報システムの活用を通じて、IP の効率的な処理・管理・情報提供が行われる。
成果	成果 1	IP 情報システムに必要な機器・設備が整備され利用される。
	成果 2	IP情報検索システムがIP実体審査業務[1]で利用可能となる。
	成果 3	IP 情報がインターネットを通じて公衆に提供される。
	成果 4	電子化された出願の受付が可能となる。
	成果 5	IP 情報システムが適切に運用管理される。
投入実績		【日本側】 1. 専門家派遣　28 人 長期専門家　6 人、短期専門家 22 人 2. 研修員受入　16 人（日本へのカウンターパート研修）

[1] 実体審査は、出願が知的財産権の取得要件を満たしているかを判断する審査である。

	3. 機材供与　　1 億 2,842 万円 4. 現地業務費　約 8,400 万円 5. その他（含、調査団員派遣） 【ベトナム側】 1. カウンターパート配置　延べ 29 人 2. 建物・設備 3. クライアント PC　143 台 4. サーバー室と接続ケーブル 5. ローカルコスト負担 47 億 6,000 万ドン（光熱費、研修等）
協力金額	4 億 2,269 万円
協力期間	2005 年 1 月～2009 年 3 月
相手国関係機関	科学技術省知的財産庁
我が国協力機関	経済産業省特許庁
関連案件	ベトナム工業所有権近代化プロジェクト[2]（技術協力）　協力期間:2000 年 4 月~2004 年 6 月

1.3 終了時評価の概要

1.3.1　終了時評価時の上位目標達成見込み

終了時評価では、①インパクトの発現には外部条件にも依拠するものの、現在の取組みが継続されれば、上位目標が達成される見込みは高いこと、②NOIP により、知的財産権情報システムの開発と維持管理が継続的に実施されるならば、上位目標は達成されること、に言及があった。

1.3.2　終了時評価時のプロジェクト目標達成見込み

終了時評価では、大半の成果はプロジェクト期間中に達成される見込みとなっていた。プロジェクト目標を達成し、有効性を向上させるには、外部条件により制約を受けない成果をプロジェクト期間内に達成することが望ましい点に言及があった。

1.3.3　終了時評価時の提言内容

終了時評価では、NOIPは年次アクションプランに基づき知的財産権情報システムの維持管理と定期的な更新を継続することが推奨されていた。日本人専門家によって移転された計画策定および分析に関する技能を活用して、本プロジェクトで策定した中長期計画[3]を毎年修正すべき点にも言及があった。

2. 調査の概要

2.1 外部評価者

小林　信行（OPMAC 株式会社）

[2] ベトナム工業所有権近代化プロジェクトは IPAS の構築を支援しており、本プロジェクトでは IPAS システムのデータベースチューニングを実施している。

[3] 本プロジェクトは、カウンターパートの技能向上を目的として、NOIP による知的財産権情報システムの運営開発の中長期計画の策定を支援した。

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2011 年 9 月～2012 年 10 月

現地調査：2011 年 11 月 24 日～12 月 21 日、2012 年 4 月 2 日～4 月 14 日

2.3 評価の制約

事業効果の発現を確認する指標の多くが、終了時評価時点や事後評価時点ではデータ収集がなされていなかった。また、指標が具体的に定義されていないケースもあった。そのため、本事後評価では、必要に応じ代替的な指標に基づく評価判断を行ったが、プロジェクトで達成すべき水準を設定することが困難であった。また、終了時評価調査報告書が入手できず、プロジェクト終了時の情報はプロジェクト完了報告書や終了時調査時のカウンターパート機関とのミニッツに基づいている。

3. 評価結果（レーティング：B[4]）

3.1 妥当性（レーティング：③[5]）

3.1.1 開発政策との整合性

本プロジェクトが計画されていた 2004 年時点において、ベトナムの国家開発計画「社会経済開発 10 カ年戦略 2001-2010」及び「社会経済開発 5 カ年計画 2001-2005」（SEDP2001-2005）には、知的財産権の蓄積や保護に関する活動を強化することが掲げられていた。1995 年の WTO 発足直後より、ベトナムは WTO への加盟を希望しており、加入に向けて多国間や二国間での協議を続けてきた。WTO へ加盟すると、加盟国は TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の履行義務を求められる。そのため、ベトナムでは知的財産権の保護を強化するための制度整備が政策課題となっていた。

ベトナムの国家開発計画「社会経済開発 5 カ年計画 2006-2010」（SEDP2006-2010）では、WTO 加盟に向けた法的整備を進めることが計画されていた。その一環として、プロジェクト実施期間中、知的財産権の保護に関する法規の整備が取り組まれていた。2005 年 11 月に知的財産法が成立し（2006 年 7 月より施行、2009 年 6 月改正、2010 年 1 月改正法施行）、ベトナムは 2007 年 1 月に WTO に加盟した。プロジェクト終了時（2009 年）には、WTO 加盟国として、ベトナム政府は知的財産法に基づき適切な知的財産権の保護を行う必要があった。

プロジェクトの計画時、終了時ともに知的財産権保護を強化する政策が堅持されており、TRIPS協定の順守を担保すべく、法規の整備が継続的に行われてきた。本プロジェクトはNOIPにおける情報システムの開発[6]を通じて、最終的には知的財産権保護の強化を目指しており、開発政策と本プロジェクトの目的は合致していた。

---

[4] A：「非常に高い」、B：「高い」、C：「一部課題がある」、D：「低い」

[5] ③：「高い」、②：「中程度」、①：「低い」

[6] 開発された知的財産権情報システムの概要は「3.2.1.1　プロジェクトの成果（アウトプット）」の表 3 を参照のこと。

3.1.2　開発ニーズとの整合性

事前評価時の聞き取り調査では、最終受益者である出願人・権利者・代理人は「迅速・適切な審査処理」、「出願・審査状況・登録等の知的財産権情報の開示」、「簡便な電子出願」を求めていた。迅速かつ適切な出願審査処理にあたり、電子化され、レスポンスが早く、既存の知的財産権情報を十分に網羅したデータベースを、審査官は必要としていた。2004 年のプロジェクト計画時点では、NOIP 職員向けの知的財産権情報の検索システムが利用できた。しかしながら、この知的財産権情報の検索システムは設計書がなく、システム仕様の詳細が確認できないため、維持管理できなくなるリスクがあった。また、既存の検索システムは非公開情報を含む IPAS データベースに直接アクセスしており、セキュリティ上の課題もあった。次に、出願にあたっては、先行する権利との抵触を確認する必要があったが、外部向けの IPDL（知的財産権情報検索システム）が整備されておらず、知的財産権の公開情報は限られた紙媒体の情報に限定されていた。そのため、出願人や代理人は知的財産権情報の検索に時間を要していた。加えて、紙媒体による出願では出願書類の OCR 読み取りや転記入力に際して誤変換や入力ミスが発生しやすいが、電子出願システムによりこのようなミスは防止され、円滑な出願審査処理に貢献することが期待されていた。

プロジェクト終了時（2009 年）においては、ベトナムの知的財産法は審査期間に期限[7]を定めており、NOIPは法規での期間内に出願審査を完了することを求められていた。その一方、プロジェクト開始前年（2004 年）とプロジェクト終了年（2009 年）を比較すると、出願件数は急増している（表 1 を参照）。NOIPは増加する出願に対応し、期間内の審査完了を求められており、効率的に審査を行うニーズが極めて高かった。本プロジェクトで開発した外部向け知的財産権情報検索システム（以下「IP Lib」という）は、知的財産権情報を網羅的かつ簡便に収集する手段を利用者に提供していた。プロジェクト終了時点では、IP Lib以外には、ベトナム国内の知的財産権情報を網羅的にインターネット上で入手することは難しく、出願人や代理人が簡便に知的財産権情報を検索したいというニーズを満たす手段は極めて限られていた。

表 1：主要な知的財産権の出願件数

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許	1,431	1,947	2,166	2,860	3,199	2,890	3,582
うち国内	103	180	196	219	204	258	306
うち外国人	1,328	1,767	1,970	2,641	2,995	2,632	3,276
工業意匠	972	1,335	1,595	1,905	1,736	1,899	1,730
うち国内	686	889	1,105	1,338	1,088	1,430	1,207
うち外国人	286	446	490	567	648	469	523
国内商標	14,916	18,018	23,058	27,110	27,713	28,677	27,923
うち国内	10,641	12,884	16,071	19,653	20,831	22,378	21,204
うち外国人	4,275	5,134	6,987	7,457	6,882	6,299	6,719

出所：NOIP 年次報告書

[7] 2009 年 6 月に改正された知的財産法では、すべての知的財産権で形式審査は出願日から 1 ヶ月以内に完了させることを規定している。実体審査については、知的財産権の種類毎で期限が異なっており、特許は出願公開、もしくは実体審査請求から 18 ヶ月以内に完了、工業意匠は出願公開から 7 ヶ月以内に完了、商標は出願公開から 9 ヶ月以内に完了となっている。

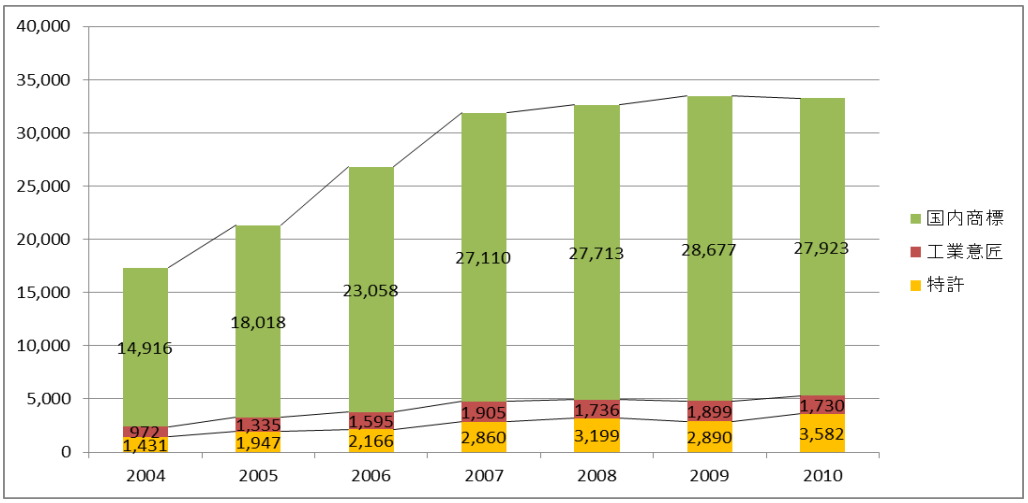

図 1：主要な知的財産権の出願数推移

プロジェクト実施期間中、ベトナム経済の高度化、グローバル化に伴い知的財産権保護のニーズが強まっていた。本プロジェクトで外部向け検索システムを構築した特許、工業意匠、商標に関しては、ベトナム人、外国人の出願は大幅に増加した。このような状況のもと、本プロジェクトは知的財産権情報システム開発を通じて、円滑な出願審査や知的財産権情報の容易な入手への寄与を企図しており、開発ニーズと本事業の目的は十分に合致していると判断される。

3.1.3　日本の援助政策との整合性

プロジェクトの計画時点（2004 年）において、政府開発援助（ODA）大綱はアジア諸国への支援を重視し、また望ましいガバナンスに支えられた開発途上国の自助努力を目指し、制度整備や人づくりの必要性を強く意識していた。貿易や投資に支えられた持続的成長を促進するため、知的財産権保護に関する制度整備や人材育成が重視されていた。具体的には、2003 年に閣議決定された ODA 大綱は、アジアを支援の重点地域を位置づけ、とりわけ東アジア地域については経済連携の強化を視野に入れ、ODA を通じた関係強化に言及していた。また、同大綱の 4 つの重点課題のうち、「持続的成長」では制度整備や人づくりへの協力を重視し、「知的財産権の適切な保護」が重点分野となっていた。

外務省の国別援助計画、JICA 国別事業実施計画でも、ベトナム国外からの投資活性化を目的として、政府機関の知的財産保護に向けた能力向上を図る重点的な協力分野と認識されていた。2004 年に策定された対ベトナム国別援助計画では 3 分野を重点分野とし、「成長促進」はその一つと位置づけられた。また、「成長促進」分野での具体的な取り組みとして、知的財産権の保護にむけた実施機関の能力向上が選定されていた。外務省の国別援助計画と同様に、JICA 国別事業実施計画でも、「成長促進；投資環境整備」分野で知的財産権の保護にむけた実施機関の能力向上に取り組む方針が打ち出されていた。

本プロジェクトはアジア地域において知的財産権情報システムの開発、それを支える政府機関のシステム開発・維持管理の能力向上に協力しており、円滑な知的財産権情報の入手、出願プロセスの迅速化を通じて知的財産権保護を企図していた。上記のように、日本

の援助政策は知的財産権保護に向けた制度構築や人材育成を重視しており、本プロジェクトはわが国の援助政策と高い整合性を有していると判断される。

以上より、本プロジェクトの実施はベトナムの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、妥当性は高い。

3.2 有効性・インパクト[8]（レーティング：②）

3.2.1 有効性

評価基準のうち、終了時の効果発現状況は「有効性」として「3.2.1 有効性」で記載し、事後評価時点での効果発現状況を「インパクト」として「3.2.2.インパクト」に記載する。「有効性」の評価では、①プロジェクト終了時の成果（アウトプット）とプロジェクト目標の達成状況、②プロジェクト目標の達成へのアウトプットの貢献度、の双方の視点から評価を行う。

本プロジェクトでは、成果が 5 つ、うち新規開発を行う知的財産権情報システムが 3 種類（IP Sea、IP Lib、IP E-filing）あり、成果、特に情報システム開発がプロジェクト目標達成に貢献する経路は複雑である。そのため、図 2 で NOIP の知的財産権情報システムの概要を説明し、表 2 に各成果の活動の概要と情報システムの構築への寄与、想定される受益者、プロジェクト目標との関連性をとりまとめ、表 3 に新規開発された情報システムの概要を示す。

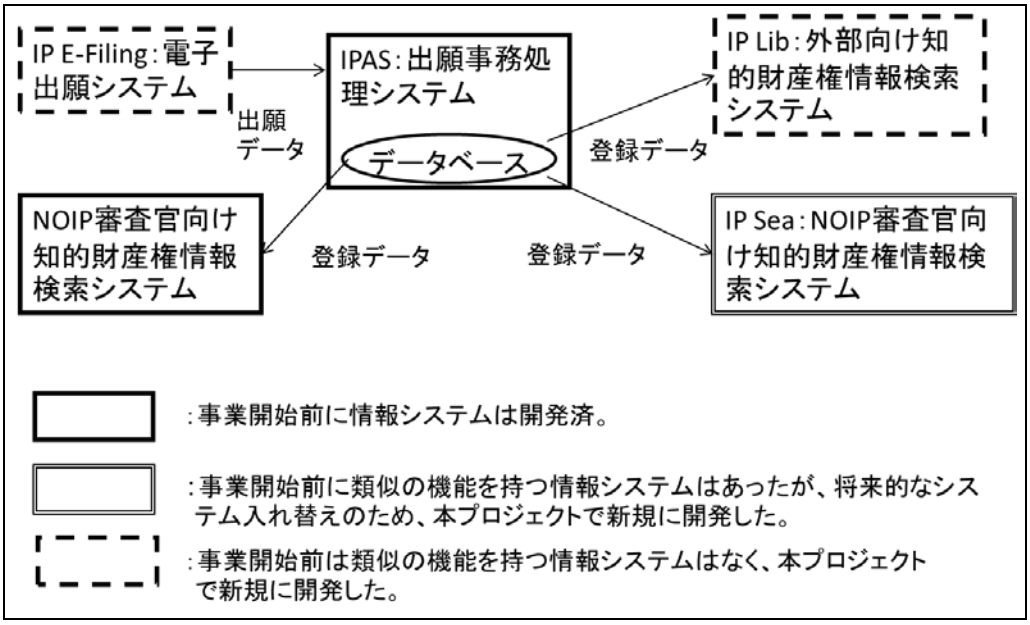

図 2：NOIP の知的財産権情報システムの概要

[8] 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

表 2：成果の概要

成果	主要な活動内容	関連する情報システム	想定受益者	プロジェクト目標*との関連性		
				指標 1	指標 2	指標 3
成果 1	知的財産権情報システム用の機材導入	情報システム全般	NOIP 職員	○	○	○
成果 2	知的財産権情報検索システム（NOIP 審査官向け）の構築	IP Sea	NOIP 審査官	◎	-	-
成果 3	知的財産権情報検索システム（外部向け）の構築	IP Lib	出願人、代理人、権利者、取締機関	○	◎	◎
成果 4	電子出願システムの構築	IP E-Filing	出願人、代理人	◎	-	-
成果 5	情報システム運営管理規則の策定、各種研修	情報システム全般	NOIP 職員	○	○	○

出所：JICA 内部文書、カウンターパート機関への聞き取り等
注 1：◎：高い関連性あり、○：関連性あり、-：関連性なし
注 2：* プロジェクト目標の指標は、指標 1「出願事務処理状況」、指標 2「IPDL の一般の利用状況」、指標 3「IP 情報提供に関する出願人・権利人の満足度」となっている。

表 3：新規開発した情報システムの概要

情報システム	機能	利用方法	リリース時期
IP Sea	知的財産権情報の検索（NOIP 審査官向け）	特許、工業意匠、商標毎に検索システムがあり、NOIP 審査官が実体審査時に先行する権利の有無を確認する。	商標―正式リリース：2008 年 9 月、特許・工業意匠-システム環境へのリリース*：2009 年 3 月
IP Lib	知的財産権情報の検索（外部向け）	出願人、代理人が出願前に先行する知的財産権の有無を確認する。権利者、取締機関が侵害事例の調査時に知的財産権の内容を確認する。	拡張バージョンの正式リリース：2008 年 11 月
IP E-Filing	電子データでの出願の受付	出願人、代理人が電子データで出願することにより、NOIP での入力作業を省力化する。転記ミスを防ぐことにより、審査業務の効率化を進める。	受付開始：2007 年 6 月

出所：事前評価調査団報告書、NOIP 職員・派遣専門家への聞き取り
注：* プロジェクト終了時には試用段階にあり、正式リリースされていない。

3.2.1.1 プロジェクトの成果（アウトプット）

本プロジェクトでは、直接の事業効果として 5 つの成果が設定されていた。プロジェクト終了時点での成果達成状況は、以下の通りである。

1) 成果 1「IP 情報システムに必要な機器・設備が整備され利用される」

成果 1 に対して、2 つの指標（1. 知的財産権情報システム機器・設備の稼働日数、2. 知的財産権情報システム機器・設備の使用不可期間）

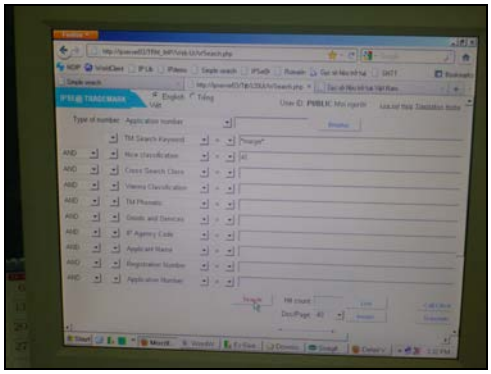

写真 1：IP Sea の画面

が設定されていた。情報システムはほぼ年間を通して稼働状態にあり、成果 1 は達成されたと判断される。

プロジェクト終了時（2009 年）には、知的財産権情報システムは年間 350 日以上稼働していた。終了時評価では機器・設備の使用不可期間を収集していない。但し、IP Lib の稼働により、プロジェクト実施前には就業日の就業時間のみであったサーバーの稼働は常時稼働に変更されたことを踏まえると、年間日数から年間稼働日数を引いたものが設備の使用不可期間と考えられ、2009 年では 15 日以下となった。

2) 成果 2「IP 情報検索システムが IP 実体審査業務で利用可能となる」

成果 2 に対して、1 つの指標（1. 審査官による知的財産権情報検索システム利用日数）が設定されていた。終了時評価時点では上記指標は集計されていないため、検索システムが実体審査に利用可能な状態となったかを代替指標とし、事後評価でもその指標を利用した。プロジェクト終了時点では、NOIP の審査官向け知的財産権情報検索システム（以下「IP Sea」という）は、当初計画された機能を実装するシステム開発を完了しており、成果 2 は達成されたと判断される。但し、審査官が既存の検索システムの利用に習熟していたことから、既存システムの機能を追加するシステム開発をプロジェクト終了まで継続した。機能追加にあたっては、出願件数が最も多い商標の検索システムの開発を先行させ、プロジェクト終了時点では商標の検索システムは NOIP 長官名で正式にリリースされていた。一方、特許、工業意匠の検索システムは、開発遅延によりプロジェクト終了時では試用段階にあり、開発が完了しなかった。そのため、上記の 2 分野では、審査官は主にプロジェクト開始以前に開発された検索システムを実体審査業務に利用しており、IP Sea は効果発現（出願審査の効率化）には至っていない。

IP Sea に機能を追加するシステム開発が遅延した原因としては、①ベンダーの経験不足、②NOIP の審査官から機能に多くの改善意見があったこと、③NOIP 職員、派遣専門家、ベンダー間の意思疎通の困難さ、等が挙げられる。まず、ベンダーによるシステム開発では、質と納期の両立が困難であり、当初計画していた水準の成果品がスケジュール通りに作成されなかった点が指摘されている。また、審査官はプロジェクト実施前からの知的財産権情報検索システムの利用に習熟しているため、IP Sea に関しても従前からの検索システムの機能を実装する意見が多く寄せられ、システム機能の追加にあたり意見集約に時間を要した。加えて、ベンダーへの聞き取りでは、システム機能の詳細を固める上で、NOIP の IT 部門の職員、審査官、派遣専門家、ベンダー間の意思疎通が容易ではなかったとの意見があった。

知的財産権情報検索システムの開発に加えて、本プロジェクトでは「ベトナム工業所有権業務近代化プロジェクト」で導入した IPAS システム（事務処理システム）のデータベースチューニングを行い、レスポンス時間の短縮を行った。

3) 成果 3「IP 情報がインターネットを通じて公衆に提供される」

成果 3 に対して、2 つの指標（1. インターネットを通じて提供される知的財産権情報掲載件数、2. インターネットを通じて提供される知的財産権情報の更新頻度）が設定されていた。指標には目標が設定されていないが、プロジェクト終了時点（2009 年）では、約 16

万件の知的財産権が IP Lib に登録され（表 4 を参照）、データ更新も定期的に実施されていることから、成果 3 は達成されたと判断される。

表 4：登録された知的財産権情報件数

年	2007	2008	2009	2010	2011
登録された件数	112,735	138,103	162,838	181,389	205,028
うち特許	6,770	7,436	8,142	8,964	9,949
うち実用新案	671	746	810	868	937
うち工業意匠	11,398	12,735	13,971	15,123	16,268
うち商標	93,896	117,186	139,915	156,434	177,874

出所：NOIP

IP Lib は 2007 年に基本機能の正式リリースを行い、2008 年 11 月には機能を拡充した IP Lib には、特許、実用新案、工業意匠、商標の 4 種類が登録され、プロジェクト終了後も知的財産権情報の登録件数は継続的に増加している（表 4 を参照）。NOIP での聞き取りでは、一般公開後、IP Lib は原則として 2 週間毎の更新が継続されている。

本プロジェクトで開発された他の情報システムと比較して、IP Lib は出願人、代理人、権利者、取締機関といったより幅広い受益者層が想定されており、事業効果の広がりを確保する上で重要な情報システムである。

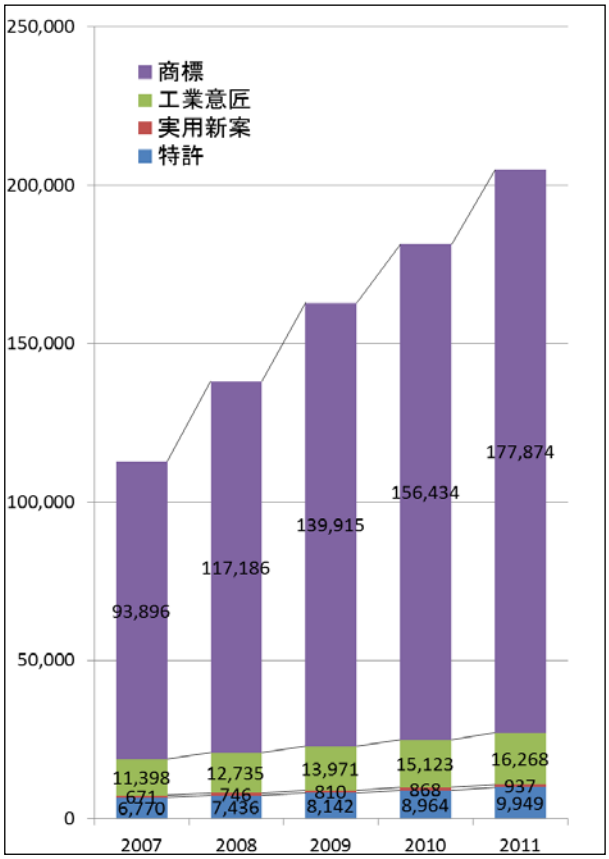

図 3：知的財産権情報の登録件数推移

4) 成果 4「電子化された出願の受付が可能となる」

成果 4 に対しては、1 つの指標（1. 電子システムを通じての知的財産権出願件数）が設定されていたが、目標値が設定されていなかった。プロジェクト終了までに、電子出願が正式に開始されたことで、成果 4 はある程度まで達成されたと判断されるが、計画とは異なりオフラインでの電子出願となったこと、また電子出願システム（以下「IP E-filing」という）を通じた出願がなかった点を考慮すると、事業効果は十分発現していた状況ではないと考えられる。

NOIP は 2007 年 6 月に IP E-filing を通じてオフラインでの受付を開始した。計画段階ではオンラインでの電子出願を想定していたが、プロジェクト終了時まで紙と電子媒体を併用

するオフラインでの出願受付が継続された。受付開始後、利用促進のためセミナーや説明会を実施し、機能改善も進めたが、プロジェクト終了までに電子データによる出願はなかった。

オンラインでの電子出願には公的認証機関による認証が必要となるが、プロジェクト終了時までに公的認証機関が設立されなかったことがその原因である。計画段階では電子認証関連の法規整備と公的認証機関の設立が同時期になると想定していたが、公的認証機関の設立には時間を要した。公的認証機関設立の目途が立ち次第、オンライン化を進めるため、派遣専門家やカウンターパートは関係政府機関を定期的に訪問し、「公的認証機関」設立の状況に関してモニタリングを行った。

公的認証機関の設立は、オンラインでの電子出願には必要であり、かつプロジェクト内での対応が難しい外部条件であることから、プロジェクト計画時に電子認証関連の法規整備に加えて、公的認証機関が設立されない蓋然性は検討されるべきであった。

5) 成果 5「IP 情報システムが適切に運用管理される」

成果 5 に対して、2 つの指標（1. 知的財産権情報システムの運用体制の確立、2. 知的財産権情報システムを自立的に維持運用できる職員数 7 人）が設定されていた。プロジェクト終了時点で運用管理規則とその細則が整備され、カウンターパート 10 人が十分な技能を得たことから、成果 5 は達成されたと判断される。

指標 1 に関して、情報システムの運用管理規則の本文は 2008 年 3 月までに、その細則も 2009 年 3 月までにそれぞれ策定された。指標 2 では、プロジェクト期間中に NOIP 職員が知的財産権情報システムの開発運営に必要となる技能を獲得している。2008 年の 10 月時点におけるカウンターパート 10 人の能力評価（6 分野 13 項目、1〜5 の 5 段階評価）では、2 人が「システム開発」分野の「設計」で評点 2 となった以外は評点 3 以上となっている。「システム開発」分野には改善の余地が残ったものの、知的財産権情報システムの維持運用に関しては十分な技能の獲得が進んだ。

3.2.1.2 プロジェクト目標達成度

プロジェクト目標「NOIP において、IP 情報システムの活用を通じて、IP の効率的な処理・管理・情報提供が行われる」の達成度を測るため、3 つの指標が設定されていた。本プロジェクトの事業効果は NOIP 内部の知的財産権出願処理・管理効率化、NOIP 外部（出願人、代理人、権利者、取締機関）への知的財産権情報提供と整理され、プロジェクト目標達成には同程度の重要性を有している。前者の発現状況は指標 1、後者の発現状況は指標 2 及び指標 3 で判断される。各指標の達成状況は以下の通りである。

1) 指標 1「出願事務処理状況」

終了時評価では定性的な情報で評価を行っていたが、事後評価では指標 1 の達成度判断を定量的に行うため、知的財産権関連の事務処理件数と出願処理期間を代替指標とした。プロジェクト終了時（2009 年）では、NOIP の事務処理効率は改善しているが、開発された知的財産権情報システムの一部は利用されておらず、大幅に出願数が増えたという外部要因の影響も受けており、審査期間は法定期間を超え、指標 1 は計画通りの達成状況にはなかった。

表 5：知的財産権関連の事務処理件数

	プロジェクト開始時点（2005 年）	プロジェクト終了時点（2009 年）
処理件数*	18,000 以上	55,241
職員数	185	285
件数/人	97.3	193.8

出所：NOIP
注：* IP の登録数、拒絶数、修正数、譲渡数等の合計

表 6：知的財産権出願の審査期間*

単位：月数

種別	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	法定審査期間
特許	50.7	50.7	51.1	52.4	54.6	59	60.9	60.8	19
工業意匠	17.2	14.2	13.6	11.7	11.3	11.9	13	14.1	8
商標	16.2	18.1	20.9	20.3	21.7	19.4	19.4	19.9	10

出所：NOIP
注：* 出願から登録までの月数。改正知的財産法では、最長審査月数は特許 19 ヶ月（形式審査 1 ヶ月、実体審査 18 ヶ月）、工業意匠 8 ヶ月（形式審査 1 ヶ月、実体審査 7 ヶ月）、商標 10 ヶ月（形式審査 1 ヶ月、実体審査 9 ヶ月）。

出願の増加を背景に、NOIP による知的財産権関連の事務処理件数は大幅に増加しており、職員一人あたりの処理件数も上昇した（表 5 を参照）。本プロジェクトによる情報化投資（サーバー、クライアント PC、プリンター等の導入）が、事務効率の改善に寄与したものと推察される。また、本プロジェクトでは、IPAS システムの改良によるレスポンス時間の短縮を図っており、この点も事務の効率化につながる要因と考えられる。しかしながら、「3.2.1.1　プロジェクトの成果（アウトプット）」でも言及したように、審査官向け検索システム（特許、工業意匠）はプロジェクト開始以前からの検索システムが使用されており、IP E-filing も利用が進んでおらず、これらは事務効率の改善には寄与していない。

プロジェクト計画時にプロジェクト目標にある知的財産権出願の「効率的な処理」は法定期間内の出願処理を含むものと認識されていたが、出願審査は長期化する傾向にある。プロジェクト終了時（2009 年）には法定期間内に出願処理は完了していなかった（表 6 を参照）。知的財産権の種類にもよるが、実際の審査期間は法定審査期間の 1.5 倍～3 倍となっていた。IP E-filing の利用がないこと（「3.2.1.1 プロジェクトの成果（アウトプット）」成果 4 で言及している）も出願事務の効率化を妨げる要因となっているが、外部要因も審査期間の延長につながっている。NOIP での聞き取りでは、①プロジェクト実施中に出願数が大幅に増えたこと（表 1 を参照）、②出願増には審査官の増加で対応しているが、審査官が業務に習熟するにはまだ時間が必要なこと、③外国で審査が完了していない特許がベトナムでも出願される傾向が強まり、他国の審査結果を参考にできないケースが増えたこと等が審査期間長期化の原因として挙げられた。

2) 指標 2「IPDL の一般の利用状況」

終了時評価では定性的な情報で評価を行っていたが、事後評価では指標 2 の達成度判断

を定量的に行うため、IP Lib へのアクセス数を代替指標とした。しかしながら、2009 年以前の IP Lib へのアクセス数は記録されておらず、定量的なデータに基づいた達成状態の判断は困難である。

IP Lib 利用者へのインタビューから、プロジェクト終了までに知的財産権出願や権利侵害処理の代理人となる特許事務所を中心に IP Lib の利用が始まったことは確認できた。IP Lib の利用促進のため、本プロジェクトでは想定利用者向けにセミナーを開催している。

3) 指標 3「IP 情報提供に関する出願人・権利人の満足度」

終了時評価では満足度調査は実施していないものの、IP Lib 利用者へのインタビューにより、利用者が満足していることが確認されている。事後評価では改めて特許事務所に聞き取りを行い、満足度の背景にある IP Lib からの便益を確認した。IP Lib の利用者への聞き取りからは、同検索システムの利用が業務の効率化に貢献している点が明らかであり、指標 3 は達成されたと考えられる。

出願人は特許事務所を通じて出願することが多いため、特許事務所がIP Libの主な利用者となっている。特許事務所での聞き取り調査[9]では、出願時に抵触する権利の有無を調べる必要があり、IP Lib導入前は、特許事務所が官報を保存する、もしくはNOIPに保管された資料を使って、抵触する権利の有無を確認していた。IP Libが利用可能となった後は、同システムで抵触する権利の有無を確認し、調査範囲を絞り込んだ上で、他の情報源を活用する手順で出願事務が進められるようになった。特許事務所の意見では、ベトナムでは一般に利用できる知的財産権関連の情報が乏しく、IP Libによる調査範囲の絞りこみは、効率的な出願事務の上で重要との意見であった。

指標 3 については目標を達成したものの、指標 2 は判断に十分なデータが入手できなかった。指標 1 では審査官向けの知的財産権検索システムは審査業務に使われている分野もあるものの、審査期間の短縮には至らず、プロジェクト目標は一部達成されていない。開発した情報システムに活用されていない部分があること、外部要因として出願数が増加していることの双方が審査期間の短縮を妨げる要因となっている。本プロジェクトの事業効果（NOIP 内部の知的財産権出願処理・管理効率化、NOIP 外部への知的財産権情報提供）のうち、前者では出願の最も多い商標では IP Sea が正式に審査業務に利用され、後者では IP Lib を通じた外部への情報提供が顕著であり、中程度の事業効果が発現している。

3.2.2 インパクト

本プロジェクトの知的財産権情報システムの開発はプロジェクト終了時まで継続しており、その時点では裨益は十分発生していないと考えられるため、事後評価時点での知的財産権情報システムから裨益の発生や利用状況を改めて確認した。

[9] ハノイ及びホーチミンの特許事務所 5 カ所で聞き取りを行った。

3.2.2.1　上位目標達成度

上位目標「「ベ」国において知的財産権が適切に管理・保護される」の達成度を測るため、4 つの指標が設定されていた。指標 1～3 は本プロジェクトに直接起因する事業効果を確認する指標であり、指標 4 はベトナム全体での事業効果の発現を扱うものとなっている。指標の達成状況は以下の通りである。

1) 指標 1「NOIP が IP 出願を適切に処理する」

事後評価では指標 1 の達成度判断を定量的に行うため、知的財産権の出願処理期間を代替指標とし、知的財産法で設定された審査期間の上限[10]を目標と設定した。プロジェクト終了時から事後評価時にかけ、知的財産権出願の審査期間は長期化しており、法定審査期間を上回る状態が継続している（表 6 を参照）。そのため、指標 1 は計画通りの達成状況にはないと考えられる。

「3.2.1.2　プロジェクト目標達成度」の指標 1 で言及した、内部要因（一部システムの未利用）と外部要因（高水準の出願数、審査官の業務への習熟、外国での審査結果が利用できないこと）は、プロジェクト終了後も審査期間に影響を与えている。特許事務所での聞き取りでも、期限内に審査が終わらないケースが多い点に言及があり、指標を裏付ける内容となっている。

プロジェクト終了後、IP 情報システムの稼働状況は改善傾向にある（表 7 を参照）。サーバー室の温度上昇によりサーバーが稼働しなくなることがあったため、2010 年末には新しいエアコンを導入する対応がとられた。就業時間中はバックアップ電源を準備しているが、週末や夜間に停電した場合には IP Lib へのアクセスが困難となる場合がある。

表 7：知的財産権情報システムの稼働日数

年	2009	2010	2011*
日数	350 日以上	355 日以上	330 日以上

出所：NOIP
注：* 2011 年 11 月時点

事後評価時点では、IP Sea のうち、商標の検索システムのみが利用されており、工業意匠や特許の検索システムはプロジェクト開始前に開発されたものが使用されている。商標の検索システムは開発が先行し、プロジェクト期間中に正式な利用が開始された。工業意匠や特許分野では、プロジェクト終了時に開発が終わらず、その後も審査官による IP Sea の利用が進まなかったため、正式な利用には至らなかった。審査官は既存の検索システムの利用に習熟しており、IP Sea への移行が進まなかったことがその主な理由である。工業意匠や特許に関しては、IP Sea 用データベースへのデータ転換も停止されている。

NOIP は電子出願のバナーを継続的にホームページに掲載し、その認知度を高める対応を

[10] 審査期間の期限は脚注 7 で詳述している。「3.2.1.2　プロジェクト目標達成度」指標 1 でも言及したが、プロジェクト計画時に「IP の適切な処理」を法定期間内の出願処理を含むものと認識していたため、評価判断にあたってもこの定義を重視した。

とっているが、事後評価時点までに IP E-filing を利用した出願はない。電子データのみの出願は可能でなく、紙と電子媒体による出願については出願料の点で十分なインセンティブが与えられていない。派遣専門家への聞き取りでは、①電子媒体のみの出願を受け付けず、紙と電子媒体での出願になっており、出願者の事務負担が軽減されていないこと、②紙と電子媒体での出願と紙のみの出願で料金にあまり差異がなく、データ入力をするインセンティブに乏しいこと、の 2 点が IP E-filing の利用が進まない原因として挙げられた。審査官や IT 課職員への聞き取りでは、電子データのみでは偽造書類の判別が難しく、公的認証機関からの認証がないと電子媒体のみの出願受付は困難との意見が聞かれた。

2) 指標 2「IPDL が一般に利用される」

指標 2 については、定量的な判断が可能となるよう、IP Lib へのアクセス数を代替指標とした。プロジェクト終了後、IP Lib へのアクセス数は増加傾向にあり（表 8 を参照）、2011 年では約 400 件/日程度のアクセスがあった。また、「3.2.1.2　プロジェクト目標達成度」の指標 3 で言及したように、特許事務所の出願事務に際しては、IP Lib が頻繁に利用されていることが確認された。プロジェクト終了後、一般利用者の IP Lib の活用が進んでいることから、指標 2 は達成されたと判断される。

特許事務所、権利者への聞き取り調査[11]では、事後評価時点においてもIP Libは引き続き貴重な情報源である一方、①情報のアップデートが遅いことがある、②入力されていない項目がある点も指摘された。IP Libの利用には基礎的な知的財産権の知識が必要なため、事後評価時点では特許事務所が主な利用者であるが、知的財産権に関連のセミナーに参加している起業家がIP Libを活用して、関心分野の研究動向を調査し、事業活動を計画している事例があった。

表 8：IP Lib へのアクセス数

	2010	2011
ベトナム国内からのアクセス数	64,444	154,910
ベトナム国外からのアクセス数	3,710	10,435

出所：NOIP

3) 指標 3「IP 情報を活用した模造品の取り締まり状況」

指標 3 では、定量的な情報の収集が難しかったため、特許事務所や関係政府機関へのインタビューにより、IP Lib が知的財産権の権利侵害への対応に活用されているかを判断材料とした。本プロジェクトは、特許事務所やベトナム知的財産研究所（以下「VIPRI」という）への情報提供を通じて模造品の適切な取締りに貢献しており、指標 3 は達成されたと考えられる。

模造品への対応は、権利者が特許事務所を通じて、侵害者との調停、取締機関への行政措置の依頼を行うケースが多い。特に本邦企業のベトナム現地法人で知的財産を扱う部門を保有する企業は非常に少なく、侵害対応に関して特許事務所の果たす役割が大きい点が

[11] ハノイ及びホーチミンの特許事務所 5 カ所、権利者 1 人に対して聞き取りを行った。

指摘されている[12]。取締機関に行政措置を依頼するには、VIPRIによる侵害の鑑定が推奨されている[13]。事後評価での聞き取りでは、特許事務所やVIPRIが侵害ケースを扱う際にIP Libを利用していることがわかった。特許事務所では、IP Libを利用してクライアントが正当な権利者であるかを確認しており、VIPRIでも申請内容のクロスチェックのためにIP Libを利用している。

4) 指標 4「国際機関（WIPO、WTO 等）による評価」

NOIP の説明では、プロジェクト終了後、ベトナムの知的財産権保護に関して、国際機関による包括的な評価は実施されておらず、達成状況は確認できない。

指標 2 及び指標 3 では効果発現が確認できたが、指標 1 については出願の大幅な増加、IP E-filing の利用が進まないこと等により審査期間が長期化しており、上位目標は一部達成されていない。

3.2.2.2 その他のインパクト

NOIPからの質問票回答や関係者への聞き取りを行った結果、自然環境や社会環境への負のインパクトは確認されなかった。事業効果の多面的な把握のため、NOIPの審査官及び知的財産権情報システム関連部署の職員[14]それぞれに対し、フォーカスグループディスカッション（以下「FGD」という）を実施した。参加者の意見を定量的に把握するために、ディスカッションテーマに対しての意見を導出した後、投票を実施した。また、参加者からの意見を踏まえて、知的財産権情報システムが知的財産権保護に貢献する上での課題も投票対象の意見として採りあげた。FGDの概要は以下の通りである。

- 場所：NOIP 本部（ハノイ市）
- 日時：2011 年 12 月 12 日
- 参加者：審査官（6 人―男性 3 人、女性 3 人）、知的財産権情報システム関連部署の職員（6 人―男性 4 人、女性 2 人）
- テーマ:「知的財産権情報システムは知的財産権保護にどのように寄与しているか？」
- 投票方式：意見を 5 つ前後まで絞りこんだ後、1 人 3 票まで投票（強く同意する場合同一意見への複数投票も可とした）。

[12] 日本貿易振興機構での聞き取りに基づく。
[13] 岡田貴子（2010）、「ベトナム模倣品対策と改正知的財産法（2010 年 1 月施行）」、パテント Vol.63 No.12
[14] 知的財産権登録課及び IT 課の職員を対象とした。

表 9：FGD 結果

審査官			IP 情報システム関連職員		
事業効果					
順位	意見	得票数	順位	意見	得票数
1	IPAS で書類とデータを確実に管理できる。	7	1	出願プロセスで個人と代理人を支援する。	6
2	知的財産権情報システムで知的財産権情報をより早く検索できる。	3	2	出願の現状を確認することが容易になる。	1
2	知的財産権の登録をより正確に行うことができる。	2	2	運営管理コストを低減する。	1
4	知的財産権情報に関しての政府の取組みに関して情報提供を支援する。	1	2	権利侵害の調査を早く正確に行える。	1
			2	発明家に研究トレンドを示す。	1
課題点					
順位	意見	得票数	順位	意見	得票数
1	知的財産権情報が定期的にアップデートされていない。	3	1	知的財産権情報システムの反応が遅い。	3
2	知的財産権情報システムの反応が遅い。	2	1	経営において情報技術一般と同様に知的財産権情報システムにも注意を払うべき。	3
			3	情報システム部門の職員が少ない。	2
	合計	18		合計	18

FGD 結果（表 9 を参照）では、事業効果として、NOIP 職員や IP Lib 利用者への聞き取りで明らかとなった事項（出願人や代理人の出願プロセスの効率化等）に加えて、出願の現状確認を容易にすること、NOIP 全体での運営コストの低減等が認識されていた。本プロジェクトでは IPAS のデータベースチューニングを行っており、審査官は IPAS システムを利用して、知的財産権出願を処理しているため、申請書類の適切な管理により審査を円滑に実施することで知的財産権保護に寄与していると考えている。審査官は知的財産権情報の更新が遅い点を課題点と認識していた。一方、知的財産権情報システム関連職員は情報システムへのリソース配分が十分でない点を課題と認識していた。

本プロジェクトの実施により一定の効果発現が見られ、有効性・インパクトは中程度である。プロジェクト目標については、指標 1 は、開発したシステムの一部が活用されず、また外部要因の影響を受け、一部達成に問題があったものの、指標 3（知的財産権情報提供への満足度）は達成された。上位目標の達成状況については、審査期間は長期化する状況にある一方、IP Lib の利用は広がっており、部分的には達成されている。

3.3 効率性（レーティング：③）

3.3.1　投入

投入要素	計画	実績（終了時）
(1)　専門家派遣	・長期 4 名 ・短期　事業開始後決定	・長期 6 名 ・短期 22 名
(2)　研修員受入	主な研修分野：事業開始後決定	主な研修分野：知的財産権情報の政策、情報システム利用振興のためのリーダーシップ、知的財産権情報システム管理等
(3)　第 3 国研修	第 3 国研修は計画されていない。	なし
(4)　機材供与	主な投入機材：ネットワーク機器、サーバー、事務機器	主な投入機材：ネットワーク機器、サーバー、事務機器、発電機
協力金額合計	合計 5 億 3,000 万円	合計 4 億 2,269 万円
相手国政府　投入額	記載なし	合計 3,301 万円 [15]
協力期間	2005 年 1 月～2009 年 3 月（51 ヶ月）	2005 年 1 月～2009 年 3 月（51 ヶ月）

3.3.1.1　投入要素

日本側の投入に関しては、プロジェクト実施にあたり、長期専門家の分野数は 4 分野（チーフアドバイザー、知的財産権情報、コンピュターシステム、業務調整）から 3 分野（チーフアドバイザー、知的財産権情報、業務調整）に変更されており、コンピュターシステム分野は長期専門家ではなく、複数の短期専門家を派遣した。なお、長期専門家数の増加はプロジェクト期間中に専門家の交代があったことがその理由である。短期専門家はプロジェクト期間中に 15 分野で派遣された [16]。NOIPからの質問票回答では、専門家は適切な基準に基づき選定されており、派遣タイミングもほぼ適切との意見だった。特にベンダーによるシステム開発プロジェクトの工程管理はNOIPに経験が乏しく、専門家の支援が重要だったと認識されている。また、NOIPは導入された機材（ネットワーク機器、サーバー、PC 等）に関してもニーズに合致し適切だったとの意見であった。

ベトナム側の投入に関しては、計画時に投入量が明確に設定されていないため、厳密な比較が難しいが、終了時評価ではほぼ計画通りと判断されていた。職員数の増加に伴い、入替と新設併せてクライアント PC を 143 台導入した。

3.3.1.2　協力金額

協力金額は計画内に収まった（計画比：80%）。計画段階での投入量が明確でない投入要素があり、計画と実績の厳密な比較は難しいが、コンピュターシステム分野が長期専門家から複数の短期専門家に変更されたことで、合計では派遣期間が短縮され、協力金額を減少させる一要因になったと思料される。

---

[15] 終了時評価調査時のミニッツに基づく。プロジェクト期間中の月次平均為替レート（144.19 ドン/円）で換算した。

[16] 短期専門家の担当分野は、①IP 情報システム/ソフトウェア及びデータベース、②IP 情報システム/ソフトウェア及びハードウェア、③商標検索、④工業意匠検索、⑤IPDL、⑥IP 情報システム、⑦IP 情報システム/コンピュターシステム、⑧電子出願、⑨特許検索、⑩オンライン電子出願、⑪ネットワーク管理、⑫システム計画、⑬実体審査に向けた IP 情報システム利用、⑭IP 情報システム長中期計画、⑮IP 情報システム利用）。

3.3.1.3　協力期間

協力期間は計画どおりとなった（計画比：100%）。知的財産権情報システムの開発に関しては、外部条件によりオンライン化が困難であった IP E-filing を除き、協力期間内に当初計画された機能を持つ情報システムが完成した。但し、「3.2.1.1　プロジェクトの成果（アウトプット）」の成果で言及したように、プロジェクト終了時点では、IP Sea のうち、特許、工業意匠の検索システムは正式リリースに至っていなかった。カウンターパートが知的財産権情報システムの開発運営に関する能力を十分に獲得したため（「3.2.1.1 プロジェクトの成果（アウトプット）」成果 5 を参照）、NOIP や派遣専門家は、プロジェクト終了後に NOIP が正式リリースまで開発を継続することが可能と判断したため、協力期間の延長は行われなかった。

以上より、本プロジェクトは、成果の産出に対し投入要素が適切であり、協力金額・期間は計画内に収まり、効率性は高い。

3.4　持続性（レーティング：②）

3.4.1　政策制度面

ベトナム政府の政策は政府機関への IT 導入、公共サービスのオンライン化を目指しており、本プロジェクトで導入した知的財産権情報システムの維持管理・更新には後押しとなる内容であり、政策制度面の持続性は高い。

事後評価時点では、ベトナム政府は WTO 加盟国として継続的に知的財産権保護に取り組んでいる。「3.1.1　開発政策との整合性」でも言及したが、ベトナムは 2007 年 1 月に WTO に加盟しており、事後評価時点において TRIPS 協定に沿った形で知的財産権保護が求められている。知的財産法は運用細則の策定や改正が継続的に行われており、2009 年の改正で審査期間や侵害認定の手続き等が変更された。

2010 年に公布された、首相決定 PM Decision No 1605/2010 は、政府機関の運営、政策実施、行政サービス提供を改善することを目的として、政府機関の IT 導入プログラムに目標を設定しており、2015 年までは効率改善と費用削減に向けて、公的部門の内部事務に対する IT の活用を進め、2020 年までに公共サービスのオンライン上での提供を目指している。ベトナム政府は政府機関への IT 導入、サービスのオンライン化を積極的に進める政策をとっている。

3.4.2　カウンターパートの体制

プロジェクト開始から事後評価時にかけて体制上の変更は少なく、維持管理体制は日常的な保守運用の上では大きな問題はないと考えられるが、長期的にはシステム開発のニーズを踏まえて IT 課の体制強化が望ましい。

プロジェクト計画時から事後評価時にかけて、NOIPは特許、実用新案、工業意匠、商標等の審査と登録を一貫して所掌している。本プロジェクトの計画時点ではNOIPは知的財産権侵害の鑑定を実施していたが、事後評価時点ではNOIPは侵害認定を行う義務はなく、一

般の権利者はVIPRIに侵害鑑定を依頼している[17]。侵害鑑定における役割に変化はあったものの、NOIPが知的財産権保護の基礎となる審査業務、知的財産権情報の提供を担っている点には変更はない。知的財産権の出願数が増加するに伴い、NOIPは審査部門を中心に組織体制の拡充を進めており、プロジェクト終了後も職員数は増加傾向にある（表 10 を参照）。

表 10：NOIP 職員数の推移

年	2008	2009	2010	2011
職員数	268 人	285 人	285 人	302 人

出所：NOIP

事後評価時点では、NOIP の IT 課が知的財産権情報システムの運営・維持管理を管掌している。IT 課の職員数は 2009 年 3 月時点では 12 人、2010 年では 13 人、2011 年時点では 12 人となった。IT 課職員のうち、7 人は本プロジェクト実施に関与しており、3 人は「ベトナム工業所有権業務近代化プロジェクト」の実施にも関与している。プロジェクト終了後、IT 課の管掌には変化はなく、配属職員も退職・異動が少ないため、維持管理体制は当面の維持管理を行う上では問題は少ないと考えられる。但し、NOIP の人員増が継続し、知的財産権情報システムの利用ニーズが増加傾向にあることを踏まえると、システム規模の拡張や更新が適切であり、中長期的には IT 課の人員増、研修を通じた技能向上等の体制強化が望ましいと思料される。IT 課職員とベンダーへの聞き取りでは、再度知的財産権情報システムの開発を行う場合には IT 部門の人員増が適切との指摘があり、FGD 結果でも IT 部門の人員が少ないとの意見が聞かれた。「3.4.3　カウンターパートの技術」でも言及するように、中長期計画のアップデートに早期に取り組むべきであり、新規のシステム開発を行う場合には、ベンダーの工程管理といった NOIP 内で十分な経験が蓄積されていない業務も発生するため、量・質の両面で人員の拡充が必要である。

3.4.3　カウンターパートの技術

技術移転の結果、NOIP 職員は知的財産権情報システムの日常的な保守業務を行う技能は獲得したと判断されるが、終了時評価の提言内容に沿ったシステム開発の中長期的な計画の更新はされておらず、計画策定能力の維持や中長期計画の陳腐化が技能面での課題と思料される。

「3.2.1.1　プロジェクトの成果（アウトプット）」の成果 5 でも言及した通り、情報システムの開発運営に関するNOIP職員の能力向上が図られた。また、派遣専門家の協力により、NOIPは知的財産権情報システム運営開発の中長期計画を策定しており、計画策定の実践的な知見も得ている。終了時評価では、向上した技能を活用して、中長期計画を毎年修正すべきとの提言が行われたが、NOIP内部では修正する必要性が広く共有されておらず、事後評価時点ではこの中長期計画はアップデートされていない。定期的な中長期計画のアップデートは計画策定能力の維持につながる上、プロジェクト終了時から 3 年が経過し、様々な業務環境の変化が生じているため、中長期計画にはその変化を反映する必要性がでてき

[17] JETRO（2008）「初めての海外模倣対策ハンドブック改訂版」、JETRO（2012）「模倣対策マニュアル ベトナム編」に基づく。

ている。具体的な業務環境の変化としては、①出願件数が高止まりしており、職員数も増加傾向であること、②「ベトナム工業所有権業務近代化プロジェクト」で導入した機材やデータベース・ソフトウェアの陳腐化が進んでいること、③IP E-Filingのオンライン化の前提である公的認証機関が設立されたこと、④審査官向けの特許や工業意匠の検索システムは旧来のものから転換が進まず、セキリティ上の課題が残っていること、⑤地理的表示[18]といった新たな知的財産権分野への対応を検討すべきこと、が挙げられる。上記の変化を踏まえると、プロジェクト終了後に中長期計画の見直しが行われていない点は、技能上の課題と考えられる。

年 1 回程度、WIPO や日本の特許庁により情報システム活用に関して研修が実施されており、IT 課職員が参加している。IT 課はデータベース・ソフトウェアの入れ替えを検討しており、データベース分野に関しての研修ニーズが強まっている。また、年に 1～2 度、審査官となる新職員向けに検索システムの利用、情報システムを利用しての書類作成に関して研修が実施されている。各種システムの利用マニュアル、データ変換に関するマニュアルは作成されており、事後評価時点でも活用されている。

IT 課職員への聞き取りでは、2011 年よりシステム関連機材の保守点検を外部委託しており、3 ヶ月に一度程度チェックリストに基づいた点検が実施されている。サーバー室のモニタリング（温度、湿度、騒音）は、IT 課職員が日常的業務として実施している。また、IT 課は IPAS のデータ・バックアップを日に一度、IP Lib と IP Sea のデータ・バックアップを最低月に一度行っている。年に一度データを磁気テープに記録し、保管している。「3.2.2.1 上位目標達成度」の指標 1 でも言及したが、事後評価時点では、IP Sea のうち、特許および工業意匠の検索システムは利用されておらず、データ転換等の運営業務は行われていない。

3.4.4　カウンターパートの財務

プロジェクト終了後も、NOIP は情報システムに継続的な投資を行っており、財務面での持続性は高いと考えられる。

2010 年以降、NOIP の情報システム関連予算は増加しており、機材更新・拡充を通じて知的財産権情報システムのパフォーマンス維持が図られている（表 11 を参照）。特にサーバー等の機材購入やデータベースの拡充が顕著である。

表 11：NOIP の情報システム関連予算

年	2008	2009	2010
情報システム関連予算額 （邦貨換算額*）	6,190 百万ドン （約 3,300 万円）	5,816 百万ドン （約 2,800 万円）	9,137 百万ドン （約 3,900 万円）

出所：NOIP
注：* 2008 年末 186.46 ドン/円、2009 年末 206.00 ドン/円、2010 年末 233.95 ドン/円

一般予算に関連する財務データは入手できなかったが、「3.4.2　カウンターパートの体制」で示したように職員数は増加しており、一般予算の配分も同様に増加傾向にあると推

[18] 商品の品質や評価等がその地理的原産地に主に帰される場合、原産地表示や原産地名称は保護の対象となる。

察される。NOIP は出願人の支払う料金の一部を予算に充当することができるため、近年の出願数の増加は財務面での持続性にはプラスの効果がある。

以上より、本プロジェクトは、カウンターパート機関の維持管理体制、技能に軽度な問題があり、本プロジェクトによって発現した効果の持続性は中程度である。

4. 結論及び教訓・提言

4.1 結論

本プロジェクトは NOIP の情報システム開発を通じて、円滑な出願審査、知的財産権に関する情報の容易な入手、知的財産権の管理保護強化を目指していた。本プロジェクトの企図は計画時や事後評価時の政策や開発ニーズと合致しており、妥当性は高い。開発された情報システムのうち、電子出願システムや審査官向け検索システムの一部は利用が進まなかった一方、外部向けの知的財産権情報検索システムは、出願や権利侵害対応に際して出願人、権利者、代理人といった幅広い層に利用されている。NOIP の事務効率は改善したが、出願増等の要因により審査期間は工業意匠を除き長期化傾向にある。そのため、本プロジェクトの有効性・インパクトは中程度と考えられる。協力金額・期間は計画内に収まり、効率性は高い。NOIP 職員のシステム開発に関連する計画策定能力の維持や中長期計画の陳腐化が技能面での課題となっており、事業効果の持続性は中程度である。

以上より、本プロジェクトの評価は高いと言える。

4.2 提言

4.2.1　カウンターパートへの提言

機材の維持管理に関しては継続的な維持管理業務を通じて十分な技能が保たれている一方、長期的な観点から情報システムの保守、更新、拡張を計画することには明確な取り組みが見られなかった。計画策定能力の強化が今後の課題と考えられ、NOIP は運営開発の中長期計画やそれに基づくアクションプランを定期にアップデートすることが望ましい。

4.2.2　JICA への提言

終了時評価では運営開発の中長期計画やそれに基づくアクションプランを定期にアップデートすることが提言に盛り込まれた。しかしながら、事後評価時点では、NOIP は中長期計画やそれに基づくアクションプランを定期的に見直す作業を行っていない。プロジェクトの持続性を高める上で、NOIP が提言に取り組むことは重要であり、JICA は NOIP の取組みをモニタリングし、必要に応じて適切な対応を促すことが望ましい。

4.3 教訓

(1)　適切な指標に基づくモニタリング

事前評価時には成果、プロジェクト目標の一部で不明確な指標が設定されており、運営指導調査の結果、より具体性のある指標へと修正された。また、事業効果の発現を確認す

る指標の多くが、プロジェクト実施中や事後評価時点でデータ収集がなされていなかった。プロジェクト実施中から、出願増や審査期間の長期化は始まっており、それらの指標を踏まえて、プロジェクト内での対応を検討すべきだったと考えられる。プロジェクト計画時に関係機関が組織運営のためデータ収集している指標を確認した上で、継続的にデータ収集が可能な指標を選定し、モニタリング体制を確立することを検討することが望ましい。

(2)　コンティンジェンシープランの検討

システム開発を行うローカルベンダーの経験不足により、専門家が望むレベルの成果品が計画通りに作成されず、また NOIP のカウンターパート、派遣専門家、ローカルベンダー間でのシステムの技術仕様に関して意思疎通が難しかった。その結果、プロジェクト終了時までに、既存の検索システムと比較して、IP Sea のユーザーインターフェースは審査官を満足させるものに至らず、プロジェクト終了後のシステム利用の制約となった。システム開発を行うプロジェクトにおいて、カウンターパート、派遣専門家、ベンダーで技能面の格差、意思疎通の制約が想定されうる場合には、どのような対応が可能かを計画段階から精査し、実施監理を行っていくことが望ましい。

(3)　法制度運営に必要となる政府機関の確認

事前評価時には電子出願に関する法規整備は重要な外部条件として認識され、現況が把握されていたが、電子出願にあたり必要となる公的認証機関の設立は外部条件として認識されていなかった。本事業実施中に電子出願に関する法規整備は進んだものの、公的認証機関の設立が遅れた結果、出願のオンライン化は見送られた。効果発現にかかるリスクを広く適切にとらえ、計画時、実施中を通じて、効果発現にかかり必要な対応を取ることが必要だったと思料される。法規整備を外部条件とする場合、単に外部条件として整理するだけでなく、法制度運営に必要な政府機関の有無や設立の見通しを予め確認し、政府機関が設立されないことによるプロジェクトへの影響、プロジェクト内での対応の可否といった事業効果発現のリスク要因を十分把握することが望ましい。

以　上